

委 託 契 約 書 (案)

独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「甲」という。）と《受託者を記入》（以下「乙」という。）は、次のとおり委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（実施する委託業務名等）

第1条 甲は、乙に対し、次の委託業務の実施を委託するものとする。

- （1）委託業務名 令和8年度日本博映像プロモーション業務
- （2）委託業務の内容及び経費 （別冊）企画提案書及び（別添）業務計画書のとおり。ただし、第8条によった変更業務計画書承認後は変更業務計画書のとおりとする。
- （3）委託期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

（事業の記載）

第2条 甲及び乙は、本事業について情報発信を行おうとする場合は、「日本博」事業である旨を表記するとともに、「日本博」のロゴマークを掲載するものとする。

- 2 本事業の広報物に記載する事業名、主催者名等の表記は、本事業提案時の企画提案要領の表記に従うものとする。
- 3 日本語以外の言語による情報発信を行おうとする場合は、「日本博」の表記について甲の指示に従うものとする。
- 4 乙は、第2項に定めのない表記については、甲と協議の上、記載することができる。

（委託業務の実施）

第3条 乙は、法令及び本契約書に定めるもののほか、日本博業務委託実施要項（平成31年4月1日独立行政法人日本芸術文化振興会理事長決定、以下「委託実施要項」という。）や（別冊）企画提案書及び（別添）業務計画書に基づき、委託業務を実施しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

（委託経費の額）

第4条 甲は、委託業務に要する費用（以下「委託経費」という。）として、〇,〇〇〇,〇〇〇円（うち委託経費の額の確定時における消費税額及び地方消費税額〇,〇〇〇,〇〇〇円・消費税率10%）を超えない範囲内で乙に支払うものとする。

- 2 前項の「消費税額及び地方消費税額」は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、算出した額である。
- 3 乙は、委託経費を（別添）業務計画書に記載された費目の区分に従って使用しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

（契約保証金）

第5条 甲の会計規程第26条により免除する。

(再委託)

第6条 乙は、この委託業務の全部を第三者に委託してはならない。

- 2 乙は、この委託業務の一部を第三者に委託（以下「再委託」という。）しようとする場合は、再委託先の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び金額（以下「再委託に関する事項」という。）が記載された再委託承認申請書を提出し、甲の承認を受けなければならない。
- 3 甲は、前項の書面の提出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対し必要な報告を求めることができる。
- 4 第2項の規定にかかわらず、乙からあらかじめ提出された業務計画書等に、再委託に関する事項が記載されている場合は、本契約の締結をもって第2項に規定する甲の承認があったものとする。
- 5 乙は、再委託の相手方の変更等を行おうとする場合は、改めて第2項の規定により再委託承認申請書を提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、再委託の適正な履行確保に支障とならない軽微な変更を行おうとする場合は、再委託に関する事項を記載した書面の届出をもって代えるものとする。
- 6 乙は、再委託した業務に伴う再委託の相手方の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。
- 7 乙は、甲が契約の適正な履行の確保のため再委託の履行体制の把握に必要な報告等を求めた場合にはこれに応じなければならない。

(再々委託の履行体制の把握)

第7条 乙は、前条の承認を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託（以下「再々委託」という。）が行われるときは、あらかじめ再々委託先の住所、氏名、再々委託を行う業務の範囲（以下「履行体制に関する事項」という。）を、再々委託届出書により甲に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙からあらかじめ提出された業務計画書等に、履行体制に関する事項が記載されている場合は、本契約の締結をもって前項に規定する甲への提出があったものとする。
- 3 乙は、提出した履行体制に関する事項の内容に変更が生じた場合は、甲に対し遅滞なく変更の届出を行わなければならない。

(業務の変更)

第8条 乙は、第23条に規定する場合を除き、（別添）業務計画書に記載された委託業務の内容又は経費の内訳を変更しようとするときは、業務計画変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けるものとする。

ただし、経費の内訳の変更による費目間での経費の流用で、その流用額が総額の20%未満の場合はこの限りではない。

- 2 乙は、別添の業務計画書に記載された委託業務経費に増減が生じる場合及びその他必要と認められる場合は、委託契約変更承認申請書を甲に提出するものとし、委託変更契約書の取り交わしをもってその承認とする。
- 3 甲は、前2項の承認をするときは条件を附することができる。

(業務の廃止等)

第9条 乙は、委託業務を中止し又は廃止しようとするときは、その理由及びその後の措置を明らかにした委託業務中止（廃止）承認申請書を甲に提出し、その承認を受けるものとする。

2 甲は、前項の承認をするときは条件を附することができる。

(委託業務完了（廃止）報告)

第10条 乙は、委託業務が完了又は前条第1項の規定に基づき委託業務の廃止の承認を受けたときは、委託業務完了（廃止）報告書を作成し、完了又は廃止の承認の日から30日以内又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、甲に提出しなければならない。

(検査)

第11条 甲は、前条の規定に基づく報告書の提出を受けたときは、委託業務が契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかについて検査するものとする。

(額の確定)

第12条 甲は、前条の検査をした結果、報告書の内容が適正であると認めるときは委託業務に要した経費について調査を行い、委託経費の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

2 前項の確定額は、委託業務に要した決算額に充当した委託経費の額と第4条第1項に規定する委託経費の額のいずれか低い額とする。

(実地調査)

第13条 甲は、第11条の検査又は前条第1項の調査の実施に当たっては、必要に応じ職員を派遣するものとする。

(委託経費の支払)

第14条 甲は、第12条第1項の規定による額の確定後、乙に委託経費を支払うものとする。ただし、振込手数料は甲の負担とする。

2 委託経費の支払いは、乙が請求書を甲に提出し、甲は乙の請求に基づき、指定の口座に振り込むものとする。

3 甲は、本条第1項の規定に基づく前項の適法な請求書を受理した日から30日以内にその支払を行うものとし、同期間内に支払を完了しない場合は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条及び政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示（昭和24年大蔵省告示第991号）に基づいて算定した金額を利息として支払うものとする。

4 甲は、乙からの請求により、必要があると認めるときは、会計法第22条及び予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条第3号に基づく協議を行い、協議が調った場合に限り、本条第1項の規定にかかわらず、委託経費の全部又は一部を概算払することができる。この場合、乙は、委託費支払計画書を甲に提出するものとする。

5 甲が、前項の規定に基づき提出された委託費支払計画書の内容を妥当と認めた場合、乙は、請求書（概算払）を甲に提出するものとする。甲は、この請求に基づき概算払するものとする。

(過払金の返還)

第15条 乙は、前条第4項によって既に支払を受けた委託経費が、第12条第1項により確定した額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

2 乙は、前項の返還に際し、甲が定めた期限内に返還をしなかったときは、期限の翌日から返還をする日までの日数に応じ、支払遅延防止法第11条及び政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示に基づき、年利3.0%の割合により算定した金額を利息として払わなければならない。

(成果報告)

第16条 乙は、第10条の規定に基づく報告書の提出までに委託業務成果報告書(実績報告書等を添付)及び電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。)を甲に提出するものとする。

(資産の管理及び所有権の移転)

第17条 乙は、委託業務を実施するため委託費により取得した備品等を、資産及び預り資産管理表により善良なる管理者としての注意義務を負って管理するものとする。

2 乙は、前項の場合にはその備品等には委託業務により取得したものである旨を標示ラベルにより標示しなければならない。

3 乙は、備品等の所有権を委託費の額の確定後、甲の指示に従い甲又は甲の指定する者に移転するものとする。ただし、甲は委託費の額の確定前においても備品等の所有権を乙に対して指示し、甲又は甲の指定する者に移転することができる。この場合、乙は、取得資産の所有権移転書を甲に提出するものとする。

4 乙は、取得した備品等を処分しようとする場合は、甲の承認を受けなければならない。

(著作権等の譲渡等)

第18条 甲及び乙は、本件業務の過程で生じた著作物(業務完了報告書又は業務実施報告書を含むが、これらに限らない。)に係る著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を含む一切の知的財産権及び所有権は、甲に帰属することに合意する。

2 乙は、甲及び甲の指定する第三者に対して、著作者人格権(氏名表示権、同一性保持権、公表権を含む。)を行使しないものとする。

(成果の利用等)

第19条 乙は、委託業務によって得た研究上の成果を利用しようとするときは、成果利用承認申請書を甲に提出し、その承認を受けるものとする。

2 乙は、委託業務によって得た成果を次の各号に掲げる事項で利用するときは、成果利用届を甲に提出するものとする。この場合、甲が認めるときは、「成果利用届」は事後に提出することができるものとする。

(1) 学会等の場で行う口頭発表

(2) 学会誌等に発表する論文(投稿)

(3) 受託業務の施策の普及を目的とした成果報告書(成果品)の複製品

- 3 乙は、成果の利用により収益が発生するときは、独立行政法人日本芸術文化振興会著作刊行物の複製（引用）許可申請書を甲に提出し、その許可を受けるものとする。

（個人情報の取扱い）

第20条 乙は、甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

- 2 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りではない。
- （1）甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報を第三者（再委託する場合における再委託事業者を含む。）に提供し、又はその内容を知らせること。
- （2）甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報について、本契約の委託業務を遂行する目的の範囲を超えて利用し、複写、複製、又は改変すること。
- 3 乙は、甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 甲は、必要があると認めるときは、甲所属の職員に、乙の事務所、事業場等において、甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、乙に対し必要な指示をすることができる。乙は、甲からその調査及び指示を受けた場合には、甲に協力するとともにその指示に従わなければならない。
- 5 乙は、甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報を、委託業務完了後、廃止後、又は解除後速やかに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- 6 乙は、甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報について漏えい、滅失、毀損、その他本条に係る違反等が発生又はその発生のおそれを認識したときは、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- 7 本条第1項及び第2項の規定については、委託業務を完了し、廃止し、又は解除した後であっても、なおその効力を有するものとする。
- 8 乙は、本委託業務の遂行上、個人情報の取扱いの全部又は一部を第三者に委託する場合（当該第三者が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）には、甲に対し、当該第三者に委託する旨、当該第三者の名称及び住所を事前に書面により通知し、甲の書面による許諾を得るものとする。
- 9 乙は、個人情報の取扱いの全部又は一部を第三者に委託する場合、当該第三者に対して、この条に定める安全管理措置その他の本契約に定める個人情報の取扱いに関する乙の義務と同等の義務を課すとともに、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（委託業務の調査）

第21条 甲は、必要があると認めたときは、委託業務の実施状況、委託経費の使途、その他必

要な事項について報告を求め、又は実地調査することができる。

(不正行為等に対する措置)

第22条 甲は、乙が、本契約の締結に当たり不正の申立てをした場合又は委託業務の実施に当たり不正若しくは不当な行為（以下「不正等」という。）を行った疑いがあると判断する場合、乙に対して調査を求め、その結果を報告させることができる。また、甲が、必要があると認めるときは、乙に対して実地調査を行うものとする。

2 甲は、前項の結果、本契約に関する不正等が明らかになったときは、本契約の全部又は一部を解除し、かつ既に支払った委託経費の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(契約の解除等)

第23条 乙が以下の各号のいずれかに該当する場合、甲は本契約の全部又は一部を、何らの催告なく、直ちに解除することができる。本項に基づく本契約の解除は、乙に対する損害賠償の請求を妨げるものではない。

(1) 監督官庁より営業の取消又は停止等の処分を受けたとき。

(2) 会社更生、民事再生手続、破産の申立てをなし、又は申立てを受けたとき若しくは銀行取引停止処分を受けたとき。

(3) 差押え、仮差押え、仮処分又は競売の申立てがあつたとき、若しくは租税滞納処分を受けたとき。

(4) 合併に依らない解散又は営業の全部を第三者に譲渡したとき。

(5) 前各号以外に財産状態が悪化し、又はその虞があると認められる相当の事由があるとき。

(6) 甲に重大な危害又は損害をおよぼしたとき。

(7) 甲の信用を著しく毀損したとみなされるとき。

(8) 乙による委託業務の遂行が困難であると甲が判断したとき。

(9) その他上記各号のいずれかに準ずるとき。

2 乙に本契約に関する違反があつた場合、甲は書面により2週間の猶予期間を定めてその是正を求めるものとし、かかる期間内に是正されない場合には、本契約を解除することができる。

3 甲は、乙に対して、生じた損害の賠償を請求できるものとする。また、甲は乙に対して、既に支払った委託経費の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(利息)

第24条 甲は、不正等に伴う返還金に利息を付すことができるものとする。

2 前項の利息は、返還金にかかる委託経費を乙が受領した日の翌日から起算し、返還金を納付した日までの日数に応じ、年利3%の割合により計算した額とする。

(談合等の不正行為に係る違約金等)

第25条 乙は、本契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に違反し、又は乙が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は乙が構成

員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、乙が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りでない。

(2) 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、本契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約金額の10分の1に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定の適用があるとき。

(2) 前項第1号に規定する確定した納付命令若しくは排除措置命令又は同項第3号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 前項第2号に規定する通知に係る事件において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

3 乙は、契約の履行を理由として第1項及び第2項の違約金を免れることができない。

4 本条第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

5 乙は本契約に関して、本条第1項又は第2項の各号のいずれかに該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

（属性要件に基づく契約解除）

第26条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第27条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第28条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号のいずれかに該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）、受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）及び下請負人若しくは受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(下請負契約等に関する契約解除)

第29条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が、下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等の解除をせず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

第30条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(損害賠償)

第31条 甲は、第26条、第27条及び第29条第2項により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償又は補償することは要しない。

- 2 乙は、前項の規定により本契約を解除した場合においては、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 乙が、委託業務の実施に当たり、甲に損害を与えた場合、乙は甲に対して損害賠償（弁護士費用を含む）の責を負うものとする。ただし、乙の責めに帰すべき事由によらない場合は、こ

の限りではない。

- 4 乙が、委託業務の実施に当たり、第三者に損害を与えた場合、その賠償の責を負うものとし、甲に一切迷惑をかけないものとする。ただし、乙の責めに帰すべき事由によらない場合は、甲乙協議の上、対応するものとする。
- 5 第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、甲がその超過分の損害につき、乙に対し賠償を請求することを妨げない。

(代表者変更等の届出)

第32条 乙は、その代表者氏名又は住所を変更したときは、その旨を変更届により甲に遅滞なく通知するものとする。

(実施体制の確保について)

第33条 乙が法人格を有していない団体（以下「任意団体」という。）の場合は、履行体制の確保のため乙は、構成員、会計基準等の必要な事項（以下「任意団体に関する事項」という。）を任意団体に関する事項により甲に提出し、甲の承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙からあらかじめ提出された業務計画書等に、任意団体に関する事項が記載されている場合は、本契約の締結をもって前項に規定する甲の承認があったものとする。
- 3 乙は、任意団体に関する事項の変更等を行おうとする場合は、改めて任意団体に関する事項が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、任意団体の適正な履行確保に支障とならない軽微な変更を行おうとする場合は、任意団体に関する事項を記載した書面の届出をもって代えるものとする。
- 4 乙において、会計基準等について特段の定めが無い場合は国の契約及び支払に関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効率的使用に努めなければならない。
- 5 本条第1項により提出された書面において債務責任者となっている者は、委託業務に伴い発生した過払金の返還、賠償金、損害金又は違約金及び延滞金の支払について、甲に対し、債務を負うものとし、債務責任者が複数あるときは、連帯して債務を負うものとする。
- 6 乙は、委託業務が完了した日の属する年度終了後、5年以内に本条第1項により提出した書面に変更がある場合は改めて書面による届出を行わなければならない。

(書類の保管等)

第34条 乙は、委託業務の経費に関する出納を明らかにする帳簿を備え、支出額を費目毎に区分して記載するとともに、甲の請求があったときは、いつでも提出できるよう、その支出を証する書類を整理し、委託業務を実施した翌年度から5年間保管しておくものとする。なお、請求書等の保管についてはインボイス制度を踏まえ、適切に対応すること。

(秘密の保持等)

第35条 乙は、この委託業務に関して知り得た業務上の秘密を本契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。

- 2 乙は、この委託業務に関する資料を転写し、又は第三者に閲覧若しくは貸出ししてはならな

い。

(契約の細目)

第36条 本契約に関して必要な細目は、日本博業務委託実施要領（平成31年4月1日独立行政法人日本芸術文化振興会理事長決定）に定めるところによる。なお、同要領の内容と本契約の内容に齟齬が生じる場合には、乙は甲の指示に従うものとする。

(疑義の解決)

第37条 前各条のほか、本契約に関して疑義を生じた場合には、甲乙協議の上解決するものとする。

(合意管轄)

第38条 本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

上記契約の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

(甲) 東京都千代田区隼町4番1号
独立行政法人日本芸術文化振興会
理事長 長谷川 真理子

(乙) 住 所
名称
代表者役職、氏名

(別添)

業 務 計 画 書

I 委託業務の内容

1. 業務名

令和8年度日本博映像プロモーション業務

2. 業務の目的

本業務は、令和7年度までに実施した「日本博2.0」プロモーション業務により、海外における認知度向上が一定の成果を挙げたことを踏まえ、さらなる海外認知の拡大に加え、国内における認知度向上も視野に入れながら、日本博のコンセプトや魅力を効果的に発信することを目的とするものである。そのため、日本博のブランド価値を的確に伝える映像制作プラン及び映像掲出戦略を策定するとともに、高品質な映像を制作し、最適な媒体を活用した効果的な情報発信を行うことで、次期日本博の開始を広く周知し、日本博事業に対する国内外の理解と認知のさらなる向上を図る。

3. 業務の期間

契約締結日から令和9年3月31日

4. 業務の実施体制

別紙企画提案書様式●のとおり

【※対応する企画提案書様式を記載する。ただし、契約に当たっては特定された企画提案書すべてを採用するものではないため、特定後の企画提案書は振興会にて調整する。】

5. 映像プロモーション戦略

別紙企画提案書●のとおり

【※対応する企画提案書様式を記載する。ただし、契約に当たっては特定された企画提案書すべてを採用するものではないため、特定後の企画提案書は振興会にて調整する。】

6. 映像制作プラン

別紙企画提案書●のとおり

【※対応する企画提案書様式を記載する。ただし、契約に当たっては特定された企画提案書すべてを採用するものではないため、特定後の企画提案書は振興会にて調整する。】

7. プロモーション映像掲出戦略

別紙企画提案書●のとおり

【※対応する企画提案書様式を記載する。ただし、契約に当たっては特定された企画提案書すべてを採用するものではないため、特定後の企画提案書は振興会にて調整する。】

8. 作業工程及び実施スケジュール

別紙企画提案書様式●のとおり

【※対応する企画提案書様式を記載する。ただし、契約に当たっては特定された企画提案書すべてを採用するものではないため、特定後の企画提案書は振興会にて調整する。】

項目	実施期間（ 年 月 日 ～ 年 月 日）											
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月

9. 知的財産権の帰属

知的財産権の帰属	知的財産権は全て甲に帰属する。
----------	-----------------

10. 再委託に関する事項

（1）再委託

再委託の相手方の住所及び氏名	
再委託を行う業務の範囲	
再委託の必要性	
再委託金額（単位：円）	
	円

（2）履行体制に関する事項

※ 再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われたときに記載すること。

再々委託の相手方の住所及び氏名	
再々委託を行う業務の範囲	

Ⅱ 委託業務経費（ ☐課税事業者 ☐免税事業者 ）

※いずれかに☒を入れること。

1. 経費予定額

（単位：円）

費 目	種 別	内 訳	経費予定額
人件費	人件費		
		小計	
事業費	諸謝金		
		小計	
	旅費		
		小計	
	借損料		
		小計	
	消耗品費		
		小計	
	会議費		
		小計	
	通信運搬費		
		小計	
	雑役務費		
		小計	
	保険料		
		小計	
	消費税相当額	不（非）課税経費（人件費、外国旅費、保険料など）×消費税率	
		（注１）インボイス影響額-経過措置の適用：無	
		（注２）インボイス影響額-経過措置の適用：有	
		小計	
一般管理費	一般管理費	（人件費＋事業費）×○％	
再委託費	再委託費		
支出額合計			

※種別については、委託実施要項と整合性をとること。

2. 再委託費内訳

機関名：

(単位：円)

費 目	種 別	内 訳	経費予定額
		小計	
合 計			

Ⅲ その他

1. 経理担当者（責任者及び事務担当者）

氏 名	職 名	連絡先（TEL番号、FAX番号、メールアドレス）
（責任者）		
（事務担当者）		

※ 責任者については、本委託業務に係る経理責任者（必ず記入すること）

事務担当者は、実際に窓口となる者（必ず記入すること）